

## 日本地域学会機関誌掲載論文の電子アーカイブ等の自動公衆送信の運用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)機関誌等電子ジャーナル化に関する規程(以下、JSTAGE 規程)第 18 条の規定に基づき、同規程第 12 条に規定する閲覧制限(以下、閲覧制限)の解除に関する手続きおよび規則について定める。

### (趣旨)

第 2 条 この規程は、本学会機関誌(以下、機関誌)掲載論文の電子アーカイブ(以下、電子アーカイブ)等を、インターネット等を利用して閲覧制限等を設けずに公開(以下、自動公衆送信)する場合には、その公開形態の諸特性を考慮し、本学会著作権規程(以下、著作権規程)第 2 条の規定にかかわらず、当該自動公衆送信の運用を当該機関誌掲載論文等の著作者(以下、著作者)の意向(以下、意向)に十分配慮して行うための手続きおよび規則を定めるものである。

2. 本規程に基づく自動公衆送信の運用がなされた場合でも、すべての閲覧に著作権規程第 2 条の規定が適用される。

3. 本規程に基づく自動公衆送信の運用がなされた場合でも、当該機関誌掲載論文等の著作権の帰属等については、なお著作権規程が適用される。

4. 本規程に基づく自動公衆送信の運用は、学術誌を取り巻く諸環境の急激な変化に機敏に対応することにより、本学会の会員等への学会サービスの向上を図り、もって本学会および地域科学(regional science)の発展に資することを目的として行う。

### (意向調査)

第 3 条 前条第 1 項に規定する意向の調査は、当該著作者等に対するアンケートを実施することにより行う。

2. 前項のアンケート(以下、アンケート)は、本学会ホームページ、ニューズレターあるいは機関誌の会報等に掲載することにより実施する。

3. アンケートでは、当該著作者等が前条第 4 項に規定する自動公衆送信の運用目的に賛同するか否かを尋ね、当該アンケートに対する回答(以下、回答)の期限(以下、回答期限)を設ける。

4. 前項に規定する賛同(以下、賛同)が得られた場合には、当該電子アーカイブ等の自動公衆送信を行う。

5. 賛同が得られない場合には、原則として、当該著作者等からの申し出に基づき、当該電子アーカイブ等の自動公衆送信を停止する。

6. 当該機関誌掲載論文等が共著(以下、共著)の場合でありかつ当該著作者間において回答が異なる場合には、当該自動公衆送信の停止、継続または開始に関する取り扱いは、本学会機関誌編集委員会の発議に基づき本学会理事会が定める。

7. 当該機関誌掲載論文が単著(以下、単著)の場合において回答期限までに回答がなされない場合には、アンケートの実施は一時これを保留し、賛同は得られているものとみなす。
8. 共著の場合において、当該共著者等の一部から回答がなされている場合には、回答をしていない共著者に関するアンケートの実施は一時これを保留し、回答の得られている共著者のみを当該著作者とみなして、第4項から第6項までの規程を準用する。
9. 共著の場合において、すべての共著者から回答がなされていない場合には、第7項の規定を準用する。
10. 当該著者が既に故人の場合には、客観的または合理的方法で当該故人の意向を明確に確認できる場合に限り、当該故人の最近親の家族またはこれに代わる者ないし機関は、当該故人に代わって当該著作者としての回答を行うことが出来る。ただし、この取り扱いについては、第6項の場合の取り扱いに準ずる。
11. 第3項の規定にかかわらず、回答期限を超過した場合でも、当該著作者等は回答を行うことが出来る。
12. 前項の場合の回答がなされた場合の取り扱いは、第6項の場合の取り扱いに準ずる。
13. 回答に基づき一端停止されている自動公衆送信を再開することを希望する場合には、著作者等が、本学会宛に、回答に準ずる意思表示を行うことで、随時、要請することが出来る。ただし、その停止の理由、事情にかかわらず、合理的な理由もしくは根拠が無い限り、原則として本学会はその要請には応じない。
14. 前項の要請の取り扱いは、第6項の場合の取り扱いに準ずる。

(準用)

第4条 機関誌が、(独)科学技術振興機構の平成19年度JSTアーカイブ事業に選定されたことに伴い、『地域学会年報(no.1-6)』および『地域学研究(vol.1-34)』のすべての論文がアーカイブ化され、原則、これを自動公衆送信する場合においても、第2条第1項の規定の趣旨を尊重し、本規程を準用する。

2. 前項の場合にあつて、JSTAGE規程第12条の規定に準じて、当該電子アーカイブに閲覧制限が設けられた場合、その解除に当たっては本規程を準用する。

(改正)

第5条 本規程は、本学会編集委員会の発議に基づき、本学会理事会の承認によりこれを改訂することが出来る。

附則

(施行)

この規程は、制定と同時に施行する。